

第1回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月25日(火) 午後14時00分～午後14時25分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番	米山 義一	2番	西村 恒男	3番	山崎 公江	4番	小宮 広督
5番	須藤 時夫	6番	佐藤 孝義	7番	山田 政文	8番	鈴木 明雄
9番	原 泉	10番	安藤 睦美	11番	平山 正幸	12番	清水 秀幸
13番	矢頭 恵造	14番	久嶋 昇				

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第2号 非農地証明交付に対し承認を求める件

日程第3 報告第1号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 それでは互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。
い。

ただいまより、令和4年第1回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長より申し上げます。

会長 皆さん改めておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。

委員の皆様方には輝かしい新年をお迎えになった事と思います。

また本日はお忙しい中と思いますが、令和4年第1回の大月市農業委

員会委員総会にご出席頂きまして誠にご苦労さまでございます。

正月が明けてから、このところ全国的に新型コロナウイルスのオミクロン株の急激な感染拡大が続いていて大変心配な日常ではありますが、これから先お互いに気負付けたいと思っております。

そんな中ではありましたが、1月の12日には都留のうぐいすホールで前々から延期になっておりました、農業委員と農地利用最適化推進委員との合同の研修会が行われまして、出席ありがとうございました。

その時の講師の澤畑佳夫先生の講演は、農業委員会の役割等についてスライド画面を通して、より細かな項目で分かりやすく説明して頂き大変勉強になったと思います。少しでも活用できればと思っているところでもあります。

さて、本日の案件につきましては、農地法第5条案件の申請が1件と非農地証明の交付の申請が1件となっております。

本日の本会議がスムーズに進行されますよう、ご協力をお願い申し上げます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は、全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。

12番、清水秀幸委員、13番、矢頭恵造委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号

議長 議事に入ります。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に

事務局

対し、意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

議案第 1 号農地法 5 条の申請です。

2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇です。

場所は、国道 20 号沿い〇〇〇の交差点から甲府方面に〇m程行った所に位置しています。

目的は、事業用の駐車場の建設になります。

譲受人の〇〇〇は、〇〇〇と言う個人事業を営んでおり、〇〇〇する仕事をしています。

この度、自社が所有するコンテナ車 4 台と、通勤用自動車用の駐車場を求める計画です。

計画では、写真にある様に、最初に 2 ページの地図を見て頂きたいと思いますが、そこに囲った所が全部駐車場になりまして、全体だと〇〇〇㎡あるのですが、その土地の一角が〇〇〇㎡の部分だけが農地だったと言う事が分かり、その土地について転用したいと言う申請です。

現況は、写真を見て頂ければ分かりますが、すでに砂利が敷かれておりまして、元々宅地の地目だったのですけれど、すでに駐車場のようになっているため、所有者である〇〇〇から始末者が出されていますので、読み上げたいと思います。

「本件土地は〇〇〇年に父〇〇〇より私が相続しましたが、相続当時より今の現況で有り、私は手を加えておりません。

今般、本件土地が農地であることを初めて知りました。

本来なら本件土地を耕作していなければなりません、現況雑種地とした事にお詫びを申し上げますと共に、今後このような事が無い事を確約いたします。」

と言う始末書が出されております。

以上ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の平山正幸委員お願いします。

平山委員 18日、会長・事務局と現地を見て参りました。事務局が説明して頂いたとおりでございますが、住所をご覧頂いたとおり、〇〇〇でございまして、農地を使って耕作をすると言うような意向は無いようです。宅地にする時に忘れたような場所ですので、特に問題は無いと思いますのでご審議をよろしくお願い致します。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

原 委員 譲受人、それから譲渡人、この方と、もし会ってお話をされている様でしたら、その話の内容をちょっと教えて貰いたいです。

事 務 局 この申請は、行政書士が入ったものなので、本人達とは接触は出来ておりません。

行政書士の方で責任を持って、申請書を出しているはずですので、特に問題は無いかと思えます。

議 長 よろしいでしょうか。他に何か質問なりご意見が有りましたら、挙手の上御願ひ致します。

質疑が無いようですから、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第2号

議 長 議案第2号、非農地証明書交付申請に対し承認を求める件を上程致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 続きまして、議案第2号非農地証明書の交付申請について説明します。

5ページの地図と6ページの写真を併せてご覧ください。

申請者は、〇〇〇さんの遺言執行者の〇〇〇です。この方は弁護士になります。

申請者の〇〇〇さんは、〇〇〇年に亡くなりました。土地は遺贈さ

れましたが、この 2 筆については、農地のため、遺贈受けた方が農業者で無かったと言う事で、条件付き仮登記と言う形で所有者が決まらない状態でここまで来ました。

この度、遺言執行者の名前で非農地証明の申請がされました。

この土地に対し非農地証明を出すべきかどうかと言う事を皆さんの方でご審議頂ければと思います。

4 ページの方に一寸ありますけど、非農地証明を出す条件と言うのが決まっております、三つありまして、読み上げてみます。

農地法施行の昭和 27 年の前の前に家が建っていたなどの事実があり、現在も同じ状態で有る様な場合は法律の前と言う事で非農地証明が出たという事。それから自然災害により農地が使用できなくなり、復元が難しい、この様な場合に復元が困難と言う事で非農地証明が発行できる。それから植林等でなく 20 年以上農地を放置し、非人為的に農地が山林化、原野化した場合は木の成長具合とか状況を見て、20 年以上経っていると言うところから判断して、これまでも非農地証明を出して来ました。

今回の事例の場合、写真を見て頂きたいのですが、〇〇〇については、奥が竹林になっているのですが、竹や木が生えていた跡が有りますが、現在は刈り取られております。また、幾つか石が転がっておりますが、これは石積をした跡の石が転がっていて、今は家電、洗濯機か何か捨てられている様な状態です。この土地を原野として非農地証明を出して欲しいと言う申請です。

それから、〇〇〇番は、少し前は建物が有ったようですが、現在は撤去されて基礎部分が残された状態です。これを宅地だと証明して欲しいと言う申請が来ています。

それをそちらに有ります、非農地の発行基準に合わせて頂いて、出せるかどうかと言う事についてご審議をいただきたいと思います。

質問とか有りましたらお願い致します。以上です。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の安藤睦美委員お願いします。

安藤委員

18日の午前中に会長と事務局2人、計4人で現地調査しました。

その写真にある様に、石積等をして作っており、竹を切った跡がある様にかなり切っている状態です。

それから、〇〇〇番は基礎があります。私の記憶だと、この前の所に家が有りまして、それを昨年だったような気がするのですが、それを壊しているのです。その後ろに倉庫があったような気がするのですが、そこを何時も通っているのですが、家がなくなった時にそれがあったのだと思いました。

そういう状況だけしか、私もあまり言えないのですが。ただこの4・5年ここを調査していますね、その時の状況はどうだったのかと言う事も加味して、私はここを調査していないので、どうだったのかと言う事をお聞きして決めて頂ければ有り難いと思います。

皆さんでご審議をよろしく申し上げます。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

事 務 局

安藤委員の方から質問が出ましたが、この場所は宅地の中と言う事で、調査までは至っていないと思っております。

こちらの竹の方は見ていないのですが〇〇〇番の方は一寸調べていないのですが、竹が生えており、耕作してないというB分類位の状態で有ったかと思えます。

議 長

安藤委員よろしいですか。他に何かご意見なりご質問が有りましたらお願いします。

平山委員

非農地判断の基準で行くと、当然ここは該当しない土地だと思えます。

こういう土地を非農地証明と言う形で出してしまうと、こういう形で出てきた場合は、同じような対応をしなければならない。

無理な事は無理なので、やはり4条・5条の正規な申請を出して頂きたいと、私は思っています。

議 長

他に何かご質問なりご意見が有りましたらお願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

非農地証明の発出に承認される方と承認出来ない方の双方で採決したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは採決致します。非農地証明の発出に承認される方は挙手願います。

続いて、承認できない方は、挙手願います。

採決の結果。承認出来ない方が多数ですので、証明書は発出しないと決定致します。

日程第3 報告事項

議長

日程第3、報告事項を議題とします。

報告第1号について、事務局に報告を求めます。

事務局

報告第1号について報告致します。

場所は、〇〇〇、申請者は〇〇〇、個人住宅の建設です。

昨年〇〇月の総会で許可となった所です。家の建設を確認し、証明書を発行しました。

以上報告致します。

議長

ただ今の事務局の報告に対し、質問、意見ございますか。

無いようですので、承認頂いたものと決定します。

程第4 その他

議長

日程第4その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、事務局からございますか。

事務局

(事務連絡)

議長

以上、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議ありがとうございました。これを持ちまして令和4年第1回大月市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。